

第5章 防災訓練

- 1 本町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 本町は、大阪府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1)職員参集訓練及び本部設置・運営訓練
 - (2)災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3)情報収集、伝達訓練
 - (4)災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に大阪府及び防災関係機関に伝達する訓練
 - (5)防潮扉等の閉鎖訓練